

*** 子育て応援金 ***



<p>支給額</p>	<p>児童一人あたり 5万円</p> <p>※多胎出産の場合は、5万円×生まれた子どもの人数の支給となります。</p> <p>※当面は現金での支給を予定していますが、今後変更する場合があります。</p>
<p>対象者</p>	<p>次の①～③すべてに当てはまる方</p> <p>① 令和5年4月1日以降に出生した児童を養育する方</p> <p>② 赤ちゃん全戸訪問時に面談を受けた方</p> <p>③ 他の自治体で「国の出産・子育て応援給付金事業」による給付金（現金やクーポンなど）の支給を受けていない方</p> <ul style="list-style-type: none"> • 出生の届出により辰野町の住民基本台帳に記載がある子どもの養育者は、申請日時時点で辰野町の住民基本台帳に記載がある場合に支給対象となります。
<p>支給までの流れ</p>	<p>① 辰野町で出生届を提出し、面談を受けます。</p> <p>② 子育て応援金の申請（電子申請）、アンケート（書面）に回答します。</p> <p>③ ご指定の口座に子育て応援金を振り込みます。（振込日はメールで連絡します）</p>
<p>申請方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 申請は<u>電子申請（オンライン申請）のみ</u>です。 • 電子申請の方法は、裏面「電子申請の方法について」をご確認ください。 • <u>振込口座には、申請者と同一名義の口座情報を入力してください。</u> • 添付書類として振込口座の画像をご提出ください。金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人のわかる通帳等をスマートフォン等で撮影した画像で、鮮明に写っているものとします。ネット銀行で通帳等ない場合は、Web画面の写しで結構です。 • <u>申請は子どもが生まれた日から4か月以内に行ってください。それ以降の申請は、特別な事情がある方を除いて受け付けられませんのでご了承ください。</u> • 申請は下記のアドレスまたはQRコードからアクセスしてください。 <p>https://apply.e-tumo.jp/town-tatsuno-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=30277</p> 
<p>問合せ先</p>	<p>辰野町役場 子育て応援課 母子保健係 住所：辰野町中央1番地 電話：0266-41-1111 E-Mail：kosodate-b@town.tatsuno.lg.jp</p>

電子申請の方法について

子育て応援金の申請には、ながの電子申請サービスを利用しています。電子申請は LGWAN 回線を利用しており、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークです。

申請手順は以下のとおりです。

- QRコードを読み込むか、URL からインターネットにアクセスして、画面の指示に従いログイン等を行ってください。
- 「利用者登録をせずに申し込む方はこちら」…利用者登録をしなくても申請可能です。
- 「既に利用者登録がお済みの方」…過去に利用者登録をしたことがある（電子申請システムの利用者 ID がある）場合は、ID とパスワードでログインします。
- 内容を確認いただき、「同意する」を押してください。
- それぞれの項目に入力してください。必須項目は必ず入力してください。
- 画像の添付方法については、別紙の「画像等の添付方法について」をご確認ください。
- 利用環境 (OS、Web ブラウザ) により正常に動作しない場合があります。その場合はお手数ですが、お電話いただくか、メール (kosodate-b@town.tatsuno.lg.jp 宛まで) でご連絡ください。
- それぞれの項目に入力したら送信してください。入力漏れがあると送信できません。
- 申請すると、「受理完了通知メール」が自動メールで送信されます。

迷惑メール対策などでメール設定してある場合、メールが受信できない場合があります。その場合は、town-tatsuno-nagano@apply.e-tumo.jp を受信できるように設定してください。

子育て応援金 Q&A

Q 子育て応援金の申請は、対象となる児童の父親または母親のどちらが行いますか。

A 子育て応援金は、児童を養育する方が申請できます。父母で児童を養育されている場合は、父・母のどちらが申請いただいても構いません。ただし、重複して申請することはできません。

Q 双子を出産しました。子育て応援金として 10 万円を受け取ることができますか。

A 子育て応援金は、5 万円×生まれたこどもの人数を支給します。

Q 辰野町に住民票がありますが、里帰り出産を考えています。この場合、辰野町又は里帰り先の市町村のどちらへ子育て応援金の申請をすればいいですか。

A 住民票がある辰野町に申請してください。

Q 辰野町で赤ちゃん訪問時に面談を受け、その後、他の市町村へ転出しました。この場合、どの市町村へ子育て応援金の申請をすればよいですか。

A 申請日時時点で住民基本台帳に記載がある市町村で支給となります。辰野町及び転出先の市町村の両方から受けることはできませんのでご注意ください。

Q 出生届を提出し辰野町で面談を受ける前に他の市町村へ転出しました。この場合、辰野町又は転出先の市町村のどちらへ子育て応援金の申請をすればよいですか。

A 転出先の市町村の面談を受けた後、面談を受けた市町村へ申請してください。

Q DV などにより、やむを得ず、住民票を元の住所地から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合、住民票のある市町村又は避難先の市町村のどちらへ子育て応援金の申請をすればよいですか。

A 避難先の市町村で面談を受けた場合は、面談を受けた市町村に申請することができます。